

# 横浜市母子・父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業

## 趣 旨

ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援します。

## 内 容

適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、本市があらかじめ指定した教育訓練講座の受講のために本人が支払った費用の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）を支給します。

## 対 象

市内に居住する20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の①～③を満たす方

- ① 所得（就労等による所得の額＋養育費の80%）が児童扶養手当の所得制限限度額未満である
- ② 過去に訓練給付金を受給していない
- ③ 適職に就くために必要と認められる

※ 講座指定申請及び支給申請（下記「手続き」参照）の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。

※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。

## 支 給 額

- ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方  
対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）

※ ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。

- ② 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方  
（平成29年度より追加）

①に定める額から、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額と併せて①と同額が支給されますが、雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」が必要になります。

## 手 続 き

※裏面の流れを参照ください。

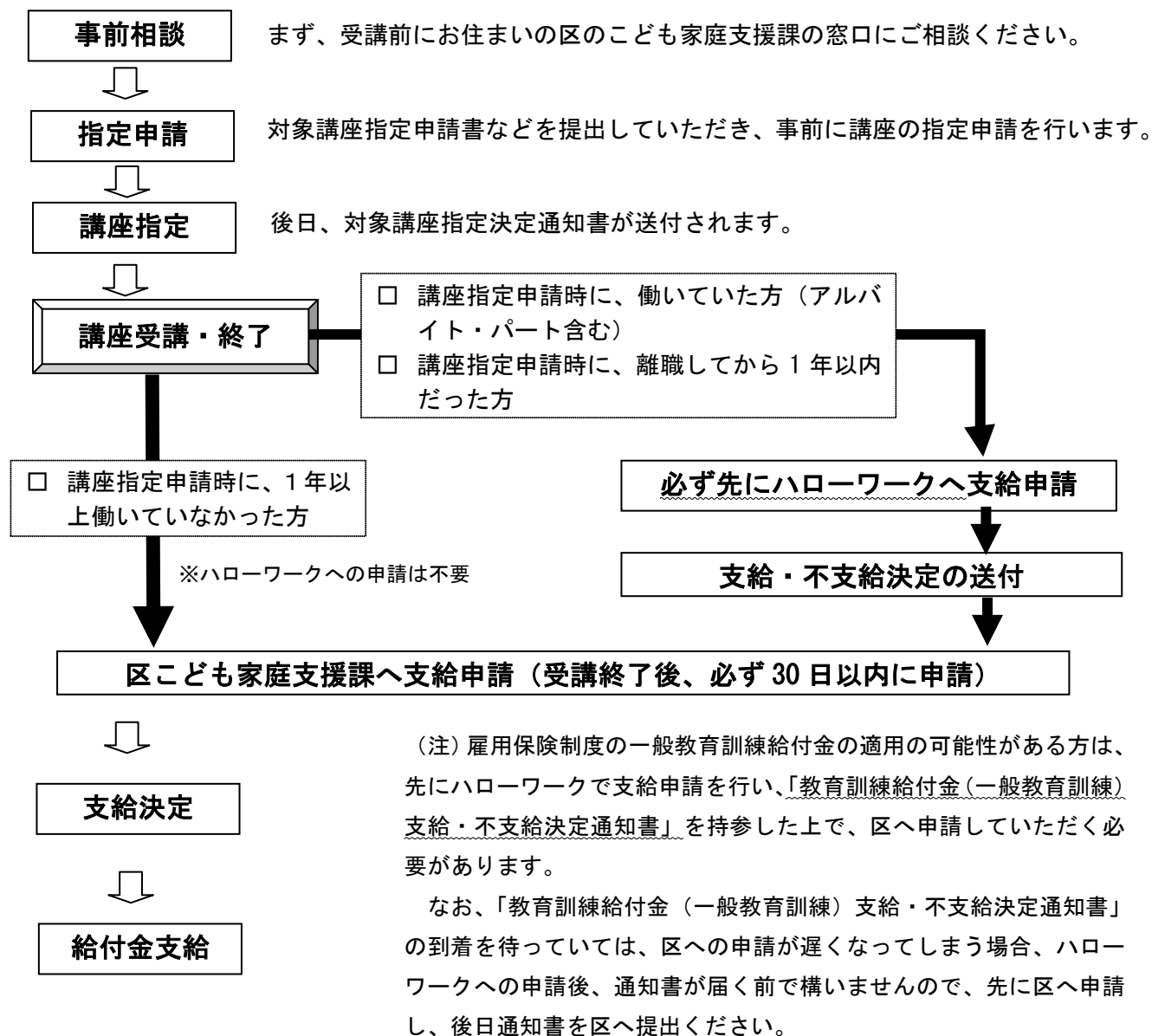
### ① 講座指定申請

始めに、必ず受講開始前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課でご相談のうえ、講座指定申請手続きを行ってください。

### ② 支給申請

受講が修了しましたら、修了日から起算して30日以内に、あらためて区役所こども家庭支援課で、支給申請手続きを行ってください。

## <手続きの流れ>



## 支給方法

支給申請後に支給要件を確認し、ご指定の口座に振込みます。

## その他

申請には個人番号（マイナンバー）が必要となります。申請の際には、《申請者の個人番号カード》又は《通知カードと本人確認資料》を持参してください。

個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

## 問合せ

お住まいの区の区役所子ども家庭支援課

又は横浜市子ども青少年局子ども家庭課（電話 681-0915/FAX 681-0925）